

処分結果通知書等の取扱いについて（例規）

〔最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、指紋表に記載する処分結果関係事務の合理化・簡素化及び正確な指紋資料の整備を図るため必要な事項を定めたもので、昭和46年1月1日から実施しています

。